

平成30年3月9日

国土動指第97号

各都道府県知事

各政令指定都市の長 あて

国土交通省土地・建設産業局長

「マンション標準管理委託契約書」の改訂について

マンションの管理委託契約に係る契約書については、「マンションの管理委託契約に係る標準管理委託契約書について」（平成15年4月9日国土交通省総合政策局長通知）を発出し、「マンション標準管理委託契約書」及び「マンション標準管理委託契約書コメント」を、マンションに係る管理委託契約を締結する際の指針として活用されるよう通知し、その後も数次の改訂を行ってきたところです。

今般、平成29年5月に施行された改正個人情報保護法に対応した見直し、反社会的勢力の排除条項の追加、さらには管理組合とマンション管理業者の間のトラブルを防止する観点から理事会及び総会支援業務の記載の明確化等のため、別添1及び2のとおり改訂を行いました。

については、今回の改訂の趣旨を踏まえ、所要の広報措置を講じること等により、区分所有者等に対して周知を図ることにつき特段のご配慮をお願いします。

なお、本件に関しては、別添3のとおり各地方支分部局の長あて通知し、別添4のとおり不動産業関係団体の長あて通知しましたので、参考までに送付します。